

7 給与（日給）等所得者の収入状況
 日給など給与所得がある人で、源泉徴収票のない人は、給与明細や振込明細（預貯金通帳等）などで確認できる金額を記入してください。
 ・勤務先、法人番号又は勤務先の所在地、電話番号（前年中の勤務先が複数あった場合は、一番収入の多い勤務先）を記入してください。
 ・日給で支払いを受けている人はその月の「日給・日数・月収」、月給で支払いを受けている人はその月の「月収」を記入のうえ、合計額を合計欄に記入してください。（賞与等があれば記入のうえ合計に加えてください。）
 ・社会保険料等金額や源泉徴収税額があった場合は記入してください。

10 事業専従者に関する事項
 あなた（青色申告者を除きます。）と生計を一にする親族（15歳未満の人や配偶者控除・扶養控除を受ける人を除きます。）が、1年のうち6ヶ月を超える期間、あなたの事業に専ら従事している場合、1人につき次の①②のうちいずれか少ない方の金額を控除。
 ①事業所得の金額（専従者控除前）÷（事業専従者の数＋1）
 ②配偶者86万円、その他親族50万円
※事業専従者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

12 事業税に関する事項
 事業を営んでいる人で該当する項目がある場合に、必要事項を記入してください。

13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
 ・短期…譲渡した資産の所有期間が5年以下のもの。
 ・長期…譲渡した資産の所有期間が5年を超えるもの。
 ・一時…生命保険契約の一時金や満期返戻金、競馬などの払戻金、懸賞の当選金品など。
 それぞれ該当する項目に収入金額等を記入してください。
※特別控除額は、総合譲渡所得（短期・長期）、一時所得それぞれ最高50万円です。（差引金額欄が50万円に満たない場合は、その金額が特別控除額になります。）

14 雑所得（公的年金等以外）に関する事項
 ・種目…原稿料、放送出演料、印税、講師謝礼などの別を記入してください。
 ・支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等…支払者の名前又は会社名などを記入してください。
 ・収入金額…支払われた金額（源泉徴収前の金額）を記入してください。
 ・必要経費…この収入に係る経費の金額を記入してください。

15 別居の扶養親族等に関する事項
 控除対象配偶者、扶養親族（16歳未満の扶養親族を含みます。）のうち、別居している人の氏名・続柄・生年月日・住所を記入してください。
※扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

16 配当所得に関する事項
 ・種目…剰余金の配当、利益の配当などの別を記入してください。
 ・支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等…支払者の会社名など。
 ・支払確定年月…株主総会など正当な権限を有する機関の決議があった年月。
 ・収入金額…支払われた金額（源泉徴収前の金額）を記入してください。
 ・必要経費…株式等取得するために要した借入金の利子。（その年中に有していた期間に対応する部分に限ります。）
※特定配当等に係る所得を申告する場合は「17 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」欄の配当割額控除額も記入してください。

17 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
 取引報告書、配当金計算書等を参照して記入してください。

18 所得金額調整控除
 前年中の給与収入金額が850万円を超える人で、所得金額調整控除の適用を受けようとする方は記入してください。

19 前年中に収入がなかった人
 前年中収入がなかった人は、該当する項目に記入又は該当する事項を○で囲み、できるだけ詳しく記入してください。

7 給与（日給）等所得者の収入状況

支払者	氏名	住所	電話番号
1	金山 太郎	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
2	金山 良子	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
3	金山 長江	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
4	金山 太郎	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
5	金山 良子	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
6	金山 長江	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
7	金山 太郎	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
8	金山 良子	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
9	金山 長江	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
10	金山 太郎	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
11	金山 良子	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
12	金山 長江	東京都△区△町△番△号	△△△-△△△△
合計			

8 事業所得（営業等・農業所得）

月	売上(収入)金額	売上(収入)金額(雑収入含む)	必要経費
1	500,000	6,200,000	
2	500,000		
3	500,000		
4	500,000		
5	500,000		
6	500,000		
7	500,000		
8	500,000		
9	500,000		
10	500,000		
11	500,000		
12	500,000		
合計	6,000,000		

9 不動産所得

月	収入金額	必要経費
1	58,000	140,000
2	58,000	10,000
3	58,000	50,000
4	58,000	
5	58,000	
6	58,000	
7	58,000	
8	58,000	
9	58,000	
10	58,000	
11	60,000	
12	60,000	
合計	700,000	

10 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
1 金山 太郎	子	44.6.6	500,000
2 金山 良子	子の妻	45.7.7	500,000
3 金山 長江	子	46.8.8	
合計			1,000,000

11 特定上場株式等の配当所得・特定上場株式等の譲渡所得(源泉徴収がある特定口座)に関する事項

種目	支払者の名称及び所在地	収入金額	必要経費
配当	△△出版	5,000	0
譲渡	△△行政センター	6,000	0

12 事業税に関する事項

課税所得	課税標準	課税額
0	0	0

13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

種目	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額
譲渡	2,400,000	1,100,000	1,300,000	500,000
一時	800,000			800,000
合計				400,000

14 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	支払者の名称及び所在地	収入金額	必要経費
雑所得	△△出版	5,000	0
雑所得	△△行政センター	6,000	0

15 別居の扶養親族に関する事項

氏名	住所	続柄	生年月日
1 金山 良子	東京都△区△町△番△号	子の妻	45.7.7
2 金山 長江	東京都△区△町△番△号	子	46.8.8

16 配当所得に関する事項

種目	支払者の名称及び所在地	収入金額	必要経費
配当	△△電力	70,000	0
配当	△△建設	52,000	0

17 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
6,700	

18 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除額
0

19 前年中に収入がなかった人は、下の欄へ記入してください。

(1) 下記の人から扶養されていた（援助（仕送り）を受けていた。）
 (2) 遺族年金、障害年金、生活保護、その他の（ ）を受給していた。
 (3) その他（理由および生活費の入手など）

8 事業所得（営業等・農業所得）
 事業をしている方は、表面右上の「職業・業種」「屋号・雅号」を記入してください。
 ・売上（収入）金額
 前年中の売上高、自家消費（自らの家で使用した品物、親戚や近所に無償で提供した品物など）及びその他の収入（取引関係からいただいた金品、空箱の売却収入など）の金額を収入金額の欄に記入して、その合計額を「A計」の欄に記入してください。また、その収入金額がわかる書類（月別売上高のわかるもの）を申告書と一緒に持参してください。
 ・売上原価・必要経費
 売上原価があればその金額、必要経費があればその経費科目と金額を記入し、その合計額を「B計」の欄に記入してください。また、その支出がわかる領収書等の書類を申告書と一緒に持参してください。
 ・専従者控除
 あなた（事業主）と生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与で、一定の要件にあてはまる場合をいいます。「10 事業専従者に関する事項」を参照してください。該当があれば、その合計額を「C専従者控除額」の欄に記入してください。
※事業専従者に該当する人は、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養親族の対象とすることができません。

9 不動産所得（家賃・地代等）
 ・収入金額
 前年中の家賃、地代、権利金・礼金及び更新料などを収入金額の欄に記入して、その合計額を「A計」の欄に記入してください。
 ・必要経費
 租税公課などについて、その経費科目と金額を記入し、その合計額を「B小計」の欄に記入してください。また、その支出がわかる領収書等の書類を申告書と一緒に持参してください。
 ・専従者控除
 上記、「8 事業所得（営業等・農業所得）」の専従者控除の記載と同じです。

11 特定上場株式等の配当所得・特定上場株式等の譲渡所得（源泉徴収がある特定口座）に関する事項

県民税配当割や県民税株式等譲渡所得割が特別徴収された上場株式等の配当所得や譲渡所得を所得税の確定申告書に記載した場合、令和5年度の納税通知書が送達される日までの間に提出する、市民税・県民税申告においてそれらの所得を申告不要とすることができます。

◎ 配偶者控除・配偶者特別控除早見表

配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額48万円以下	33万円	22万円	11万円
配偶者の合計所得金額48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

◎ 生命保険料控除額計算表

保険料区分	支払った保険料B	生命保険料控除額
①新契約の場合	0円～12,000円	支払った保険料の全額
	12,001円～32,000円	B×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	B×1/4+14,000円
②旧契約の場合	56,001円～	28,000円（限度額）
	0円～15,000円	支払った保険料の全額
	15,001円～40,000円	B×1/2+7,500円
70,001円～	40,001円～70,000円	B×1/4+17,500円
	70,001円～	35,000円（限度額）

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）。一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）。

※①新契約：平成24年1月1日以後に締結した保険契約など
 ※②旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約など

◎ 地震保険料控除額計算表


契約別区分	支払った保険料C	地震保険料控除額
①地震保険料の場合	0円～50,000円	C×1/2
	50,001円～	25,000円（限度額）
②旧長期損害保険料の場合	0円～5,000円	支払った保険料の全額
	5,001円～15,000円	C×1/2+2,500円
	15,001円～	10,000円（限度額）
③上記①と②の両方がある場合		①で計算した金額（地震）+②で計算した金額（旧長期損害）=地震保険料控除額（最高限度額25,000円）

※一つの保険契約が、上記の表の①、②の契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約の区分に該当するものとして控除額を計算します。
 ※旧長期損害保険料とは、以下の要件を全て満たすものをいいます。
 (1) 平成18年12月31日までに締結した契約（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く）
 (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
 (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

お問合せ先

太田市役所 市民税課 市民税一係・二係
 電話 0276(47)1932・1818

申告書は太田市HPでも作成できます。自動で計算され大変便利です。こちらの二次元コードよりアクセスください。



◎ 扶養控除額一覧表 (単位：万円)

控除の種類	控除額	概要
特定扶養	45	19歳以上～23歳未満 平12.1.2～平16.1.1(2000.1.2～2004.1.1)
一般扶養	33	6親等以内の血族、3親等以内の姻族 昭28.1.2～平12.1.1(1953.1.2～2000.1.1) 平16.1.2～平19.1.1(2004.1.2～2007.1.1)
老人扶養	38	70歳以上 ～昭28.1.1(～1953.1.1)
(加算)同居老親	7	納税者又はその配偶者の直系の尊属で、納税者又はその配偶者と常に同居
16歳未満の扶養親族	0	16歳未満 ※控除対象扶養親族ではない 平19.1.2～ (2007.1.2～)

◎ 基礎控除額一覧表

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

申告書の提出期限は 3月15日(水)です。